

2. 配置先・募集人数・活動内容

配置先	募集人数	活動内容
農業振興課	1名	職種①＜就農による定住に向けた農業研修活動及び農業者等への営農に関する支援活動＞ 宮崎県の最南部に位置し、温暖で日照時間が長いという気象条件を活かし、多種多様な農畜産物を生産し、農林水産業を基幹産業としています。 しかしながら、少子高齢化の進展に伴い、担い手・後継者の減少による農業従事者の減少、耕作放棄地の増加等の問題が発生しており、今後の本市の農業振興が危惧されています。 そこで、農業者及び農業法人への農作業等の営農支援や、農業活動や農業研修活動を通じ、農業経営のためのノウハウを修得し、就農による定住を目指していただける方に下記の支援活動を展開していただきます。 ①地域農業者及び農業法人のもとでの農業研修活動 ②研修施設(県立農業大学校等)における農業研修活動 ③地域農業者及び農業法人への営農支援活動(支援体制の構築を含む) ④農業振興に係る支援活動 ⑤集落の一員としての様々な地域活動 ⑥その他、地域活性化に係る支援活動
総合政策課	1名	職種②＜地域資源を活用した持続可能な観光ブランドの構築活動(旅行業取扱管理者)＞ 平成30年5月に木質バイオマス発電所、同年9月に小水力発電所が稼働、令和2年に九州最大規模の風力発電所が稼働予定であり、これらの施設を観光資源の一つとして位置づけ、視察旅行などに活用し、串間エコツーリズムなどと組み合わせた、持続可能な観光ブランドの構築を展開していただきます。 ①視察旅行などの受入体制の構築 ②各発電事業所での案内 ③各発電事業所及び串間エコツーリズム事業所等との連携 ④旅行業法による旅行業者としての事業の構築 (※旅行業取扱管理者の資格取得が前提) ⑤その他、産業観光推進に必要な取組
	1名	職種③＜地域資源を活用した持続可能な観光ブランドの構築活動＞ 平成30年5月に木質バイオマス発電所、同年9月に小水力発電所が稼働、令和2年に九州最大規模の風力発電所が稼働予定であり、これらの施設を観光資源の一つとして位置づけ、視察旅行などに活用し、串間エコツーリズムなどと組み合わせた、持続可能な観光ブランドの構築を展開していただきます。 ①視察旅行などの受入体制の構築 ②各発電事業所での案内 ③各発電事業所及び串間エコツーリズム事業所等との連携 ④各発電所や観光地での案内業務 ⑤その他、産業観光推進に必要な取組

3. 募集対象

- ①性別年齢不問。※ただし、職種①においては、おおむね45歳以下の方
- ②応募時点において、三大都市圏を始めとする都市地域(過疎法・山村振興法・離島振興法の指定地域を除く。)にお住まいの方で任用決定後は本市に住民票を異動することができる方
- ③任用終了後、起業・就業等をして定住する意欲のある方
- ④本市に愛着を持ち、地域住民等と広くかつ積極的にコミュニケーションを図る等、誠実に行動を行うことができる方
- ⑤心身ともに健康で誠実に勤務できる方
- ⑥パソコン(Word、Excel)の基本操作が可能で日常的にSNSを利用している方(定期的に活動PRができる方)
- ⑦普通運転免許を有している方又は取得見込みの方
- ⑧上記に関わらず、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する場合は応募することができません。

4. 勤務時間

- ①勤務日:原則月曜～金曜日(週5日間勤務) ※活動内容によっては、変動する場合があります。
- ②勤務時間:原則午前8時30分～午後4時30分まで(週35時間) ※活動内容によっては、変動する場合があります。
- ※業務上、時間外や休日に勤務する場合は、平日の勤務日との振替による対応とします。

5. 雇用形態・期間

- ①串間市非常勤嘱託職員として採用します。
- ②任用期間は、令和2年1月6日から令和2年3月31日としますが、任用開始日については相談に応じます。
 ※令和2年4月1日以降は、地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員として任用予定です。
- ③任用期間は、最長3年まで年度ごとに更新することができますが、任用の更新については、一定の手続きを経たうえで、当市にて判断させていただきます。

6. 給与・賃金等

①報酬(月額):208,000円

※賞与・退職金・時間外勤務手当、通勤手当の支給はありません。

※令和2年4月1日以降は、地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員として任用予定であるため、報酬や昇給、各種手当等の支給要件が変更となります。あらかじめ、ご承知おき下さい。

7. 待遇・福利厚生

①家賃については隊員負担となりますが、一部助成があります(月額家賃に応じ、上限27,000円まで支給可。)

②社会保険等(雇用保険・厚生年金・健康保険)に加入します。

③活動に必要な場合は、公用車を使用することができます。

※活動以外の日常生活では、通勤や買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。

④活動に必要な携帯・タブレット端末は市が貸与します。

⑤活動に必要な経費や研修参加に係る旅費及び負担は、予算の範囲で市が負担します。

⑥休暇については、「串間市非常勤嘱託職員の任用、勤務時間等に関する要綱」により、年次有給休暇、特別休暇(忌引休暇・ドナー休暇・夏季保健休暇など)を付与します。

8. 申込受付期間

2019年10月15日(火)～2019年11月14日(木)まで

※受付時間:8時30分～17時15分(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)

9. 応募方法

＜応募書類＞

①履歴書(A4サイズ、写真添付(3カ月以内に撮影したもの))

②住民票(発行日から1カ月以内のもの)

③普通自動車運転免許証の写し(両面) ※取得中の場合は添付不要。

④応募用紙(別途様式あり)

⑤その他市長が求める書類

※提出された個人情報については、審査のみに使用しその他の用途には使用いたしません。

＜応募手続き＞

上記、応募書類一式を令和元年11月14日(木)必着で下記応募先へ郵送(特定郵便及び簡易書留)又は持参してください。

なお、提出いただいた書類については、返却いたしません。

10. 審査方法

＜選考＞

令和元年11月14日(木)までに応募書類をご提出いただいたすべての方を対象に、下記日程において面接を行います。

面接を行う時刻等の詳細については、応募締め切り後、速やかにお知らせします。なお、面接に要する交通費等は応募者自身でご負担ください。

◎面接日:令和元年11月23日(土・祝)

＜選考結果の通知＞

結果については、後日文書にて通知いたします。

11. 応募及び問い合わせ先

◎〒888-8555

宮崎県串間市大字西方5550番地

串間市役所 総務課職員係

電話:0987-72-1111

FAX:0987-72-6727

メール:syokuin@city.kushima.lg.jp